第1章~第2章 (略)

第3章 5G契約

第1節 契約の種別

第6条 (略)

第6条の2 一般契約の区分

第2節 一般契約

第7条~第13条 (略)

第13条の2 一般契約の区分の変更

第14条~第17条 (略)

第3節 (略)

第3章の2~第11章 (略)

第12章 雑則

第64条~第74条 (略)

第74条の2 ahamoインターネット接続サービスの利用等

第75条~第84条 (略)

第13章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味
1~4 (略)	(略)
<u>5</u> ~ <u>13</u> (略)	(略)
14 5 Gサービス取扱所	(1) 5 Gサービスに関する業務を行う当社の事業所(第6条の2(一般契約の区分)に規定するコースBに係る一般契約に関する5 Gサービスにおいては、当社が定めるインターネットホームページ等に限ります。) (2) 当社の委託により5 Gサービス(第6条の2に規定するコースBに係る一般契約に関するものを除きます。)に関する契約事務を行う者の事業所
15 所属 5 Gサービス取扱所	その5 Gサービスに関する契約事務を行う5 Gサービス取扱所(当社の事業所及び 当社が指定する事業所に限り、第6条の2に規定するコースBに係る一般契約に関 する5 Gサービスにおいては、当社が定めるインターネットホームページ等に限ります。)
16~31 (略)	(略)

第2章 (略)

第1章~第2章 (略)

第3章 5G契約

第1節 契約の種別

第6条 (略)

第2節 一般契約

第7条~第13条 (略)

第14条~第17条 (略)

第3節 (略)

第3章の2~第11章 (略)

第12章 雑則

第64条~第74条 (略)

第75条~第84条 (略)

第13章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味
1~4 (略)	(略)
<u>5</u> <u>5 Gサービス取扱所</u>	(1) 5 Gサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により5 Gサービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 所属5Gサービス取扱所	その5Gサービスに関する契約事務を行う5Gサービス取扱所(当社の事業所及び当社が指定する事業所に限ります。)
7~15 (略)	(略)
16~31 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 5 G契約

第1節 契約の種別

第6条(略)

(一般契約の区分)

第6条の2 一般契約には、次の区分があります。

区分	内 容
<u>⊐-スA</u>	コースB以外のもの
<u>⊐-∠B</u>	その一般契約に係る基本使用料の料金種別が当社が別に定めるものであるもの

第2節 一般契約

第7条 (略)

(一般契約申込の方法)

第8条 一般契約 (コース B に係るものを除きます。) の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う 5 Gサービス取扱所に提出していただきます。

2 (略)

- 3 一般契約(コースBに係るものに限ります。)の申込みをすることができる者は、次の全てに該当する者とします。
- (1) 個人であって満20歳に達した者
- (2) 当社が別に定めるdアカウント規約に規定するdアカウントの発行を受けている者
- (3) 当社が別に定める d ポイントクラブ会員規約に規定する d ポイントクラブ会員番号の割り当てを受けている者
- (4) 当社が別に定める d ポイントクラブ特約に規定するオンライン発行 d ポイントカード番号の交付を受けている者
- 4 一般契約(コースBに係るものに限ります。)の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う所属 5 Gサービス取扱所に提出していただきます。
- 5 前項の場合において、一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

第9条~第10条 (略)

(請求による契約者識別番号の変更)

第11条 一般契約者 (コース Bを選択している者を除きます。以下この条において同じとします。) は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。) 又は間違い通信(現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。) で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2~4 (略)

第12条 (略)

(一般契約に係る電話番号保管)

第13条 当社は、一般契約者 (コース B を選択している者を除きます。以下この条において同じとします。) から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る 5 Gの電話番号保管(その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その 5 Gを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

2~5 (略)

(一般契約の区分の変更)

- 第13条の2 一般契約者は、一般契約に係る区分の変更を請求することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般契約に係る区分の変更(コースBへの変更に限ります。)を請求することができる一般契約者は、次の全てに該当する者とします。
- (1) 個人であって満20歳に達した者

第3章 5G契約

第1節 契約の種別

第6条 (略)

第2節 一般契約

第7条 (略)

(一般契約申込の方法)

第8条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う5 Gサービス取扱所に提出していただきます。

2 (略)

第9条~第10条 (略)

(請求による契約者識別番号の変更)

第11条 一般契約者は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2~4 (略)

第12条 (略)

(一般契約に係る電話番号保管)

第13条 当社は、一般契約者(当社が別に定める者を除きます。)から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る5Gの電話番号保管(その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その5Gを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2~5 (略)

- (2) 当社が別に定めるdアカウント規約に規定するdアカウントの発行を受けている者
- (3) 当社が別に定める d ポイントクラブ会員規約に規定する d ポイントクラブ会員番号の割り当てを受けている者
- (4) 当社が別に定める d ポイントクラブ特約に規定するオンライン発行 d ポイントカード番号の交付を受けている者

第14条 (略)

(一般契約に係る名義変更)

- 第15条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更(氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般契約 (コースBに係るものに限ります。) に係る名義変更の請求は、新たにその一般契約者になろうとする者が次の全てに該当する場合に限り、行うことができます。
- (1) その一般契約に係る登録利用者(第75条(利用者登録)に規定するものをいいます。)であって、満20歳に達した者
- (2) 当社が別に定めるdアカウント規約に規定するdアカウントの発行を受けている者
- (3) 当社が別に定める d ポイントクラブ会員規約に規定する d ポイントクラブ会員番号の割り当てを受けている者
- (4) 当社が別に定める d ポイントクラブ特約に規定するオンライン発行 d ポイントカード番号の交付を受けている者

<u>3</u>~<u>4</u> (略)

5 当社は、第3項に規定する請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1)~(8)(略)

6 (略)

<u>7</u> 前<u>6</u>項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割(以下「相続等」といいます。)に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

(1)~(4)(略)

第16条~第17条 (略)

第3節 定期契約

第18条~第22条の2 (略)

(その他の提供条件)

第23条 契約申込の方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、定期契約者の氏名等の変更の届出、定期契約者が行う契約の解除及び当社が行う定期契約の解除の取扱いについては、一般契約 (コースBに係るものを除きます。) の場合に準ずるものとします。

第3章の2 (略)

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第 24 条 当社は、5 G契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能)に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 2 (略)
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は、5 G契約の申込み 又は5 G契約に係る区分の変更(コース B への変更に限ります。)の 請求 の際に、別表 2 に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

- (1) 5 G契約 (一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。) の申込みの際に国際ローミング機能の請求を行わない旨の意思表示があったとき。
- (2) 国際ローミング機能の提供を受けている5 Gに係る5 G契約について、5 G契約に係る区分の変更を請求したとき。

4~6 (略

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、5G契約(一般契約に係る区分のうちコースBに係るものを除きます。)においては別表2(付加機能等)に規定する迷惑電話おことわり機能、位置情報通知機能及び位置情報受信機能(タイプ2に係るものに限ります。)、5G契約(一般契約に係る区分のうちコースBに係るものに限ります。)においては別表2に規定する迷惑電話おことわり機能及び位置情報通知機能とします。

(注2) (略)

第14条 (略)

(一般契約に係る名義変更)

第15条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更(氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求する ことができます。

2~3 (略)

4 当社は、第2項に規定する請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1)~(8)(略)

5 (略)

6 前5項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割(以下「相続等」といいます。)に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

(1)~(4)(略)

第16条~第17条 (略)

第3節 定期契約

第18条~第22条の2 (略)

(その他の提供条件)

第23条 契約申込の方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、定期契約者の氏名等の変更の届出、定期契約者が行う契約の解除及び当社が行う定期契約の解除の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。

第3章の2 (略)

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第 24 条 当社は、5 G契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 2 (略)
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は、5 G契約の申込みの際に、別表 2 に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、その5G契約の申込みの際に、国際ローミング機能の請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

4~6 (略

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、別表2 (付加機能等)に規定する迷惑電話おことわり機能、位置情報通知機能及び位置情報受信機能(タイプ2に係るものに限ります。)とします。

(注2) (略)

第5章 ドコモリIMカード等の貸与等

第1節 ドコモUIMカード等の貸与等

第 25 条~第 26 条 (略)

(ドコモUIMカード又はドコモeSIMカードの返還)

第27条 ドコモUIMカード又はドコモeSIMカードの貸与を受けている契約者 (5 G契約に係る区分のうち、コースBを選択している 5 G契約者を除きます。) は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのドコモUIMカード又はドコモeSIMカードを当社が指定する 5 Gサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

(1)~(2)(略)

第2節 (略)

第6章~第11章 (略)

第12章 雑則

第64条~第71条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第72条 5 G契約の申込み 又は5 G契約に係る区分の変更(コースBへの変更に限ります。)の請求 の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したこととなります。

ただし、次の場合は、この限りでありません。

(1) 5 G契約 (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。) の申込みの承諾を受けた者から当社に対してその 国際電話契約を締結しない旨の意思表示があったとき。

(2) (略)

(3) 5 G契約者(本条の規定により国際電話契約を締結している者に限ります。)が、その5 G契約に係る区分の変更の承諾を受けたとき。

2 (略)

第73条~第74条 (略)

(ahamo インターネット接続サービスの利用等)

- 第74条の2 5 G契約者(一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者に限ります。)は、ahamo インターネット接続サービス(当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス(当社がでの協定事業者との相互接続協定に基づき提供するものに限ります。)を利用できるようにするものをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。この場合において、ahamo インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、ahamo インターネット接続サービスの利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 3 電波状態等により、ahamo インターネット接続サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。

(利用者登録)

- 第75条 5 G契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る5 Gを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、5 G契約者は、5 G契約(一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。)の申込み、一般契約に係る区分の変更(コース B への変更に限ります。)の請求又は5 G契約(一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。)に係る名義変更の請求の承諾を受けた際に、その契約に係る5 G を主に利用する者(その5 G 契約者又はその5 G 契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する20歳に満たない者に限ります。)を指定し、利用者登録を行っていただきます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、その5Gの契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるときは、利用者登録を行うことができません。
- 4 5 G契約者は、その5 G契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、当社が登録利用者の氏名及び生年月

第5章 ドコモUIMカード等の貸与等

第1節 ドコモUIMカード等の貸与等

第 25 条~第 26 条 (略)

(ドコモUIMカード又はドコモeSIMカードの返還)

第 27 条 ドコモUIMカード又はドコモeSIMカードの貸与を受けている契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのドコモUIMカード又はドコモeSIMカードを当社が指定する5Gサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

(1)~(2)(略)

第2節 (略)

第6章~第11章 (略)

第12章 雑則

第64条~第71条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第72条5G契約の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したこととなります。

ただし、次の場合は、この限りでありません。

(1) 5 G契約の申込みの承諾を受けた者から当社に対してその国際電話契約を締結しない旨の意思表示があったとき。

(2) (略)

2 (略)

第73条~第74条 (略)

利用者登録)

第75条 5 G契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る5 Gを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2 5 G契約者は、その 5 G契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、当社が登録利用者の氏名及び生年月

日を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、5 G契約者 (一般契約に係る区分のうち、コース Bを選択している者に限ります。) が、当社が別に定める方法により利用者登録を行うときは、この限りではありません。

5 G 契約者は、前項ただし書の規定により登録された登録利用者の情報が事実であることを当社に対して表明し、保証するものとします。

6 (略)

- _ 打頭の規定によるほか、5 G契約者は、法人(当社が別に定める法人とします。以下次項において同じとします。)からの請求に基づき、第 1 項又は第 2 項の規定により登録された登録利用者の氏名及び生年月日に基づく情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 8 5 G契約者は、その5 G契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は5 G契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。

(1)~(5)(略)

(6) 法人からの請求に基づき、第1項<u>又は第2項</u>の規定により登録された登録利用者の氏名及び生年月日に基づく情報を当社が通知すること。

(7) (略)

9~10 (略)

- 11 当社は、第4項ただし書の規定により登録された登録利用者の情報について事実に反する疑いがあると当社が認めたときは、その利用者登録を行った5G契約者に対し登録利用者の確認を行う場合があります。この場合において、5G契約者は、当社が登録利用者の氏名及び生年月日を確認するための書類を提示していただきます。
- <u>12</u> 当社は、5 G契約者 (一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。) から登録利用者の登録を削除する 申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、登録利用者の登録を削除します。

(1)~(2)(略)

(注) 本条第7項に規定する当社が別に定める法人は、第76条(プライバシーポリシー)に規定する「NTTドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

第76条~第79条 (略)

(番号えらべるサービスの利用)

第80条 5 G契約者 (一般契約に係る区分のうち、コース Bを選択している者を除きます。以下この条において同じとします。) は、番号えらべるサービス (当社が定める所属 5 Gサービス扱所において、5 G契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。

2~3 (略)

(注1)~(注2)(略)

第81条~第84条 (略)

第13章 その他のサービス

(料金明細内訳書の発行等)

- 第85条 当社は、5 G契約者 (一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。) から請求があったときは、料金 明細送付 (その 5 G契約者に係る 5 G又は国際アウトローミング (当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。) の通信料金明細内訳について、その 5 G契約者に対し料金明細内訳書を発行する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。) 又はWeb料金明細(その 5 G契約者に係る 5 G又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳について、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。) を提供します。
- 2 5 G 契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表別記に規定する料金明細内訳書の発行手数料及び郵送料の支払いを要します。
- 3 当社は、5 G契約(一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。)の申込み(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに申込みする場合を除きます。)を承諾した際に、その 5 G契約者からWeb料金明細に係る請

日を確認するための書類を提示していただきます。

3 第1項の規定にかかわらず、その5Gの契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるときは、利用者登録を行うことができません。

4 (略

- 5 前項の規定によるほか、5 G契約者は、法人(当社が別に定める法人とします。以下次項において同じとします。)からの請求に基づき、第1項の規定により登録された登録利用者の氏名及び生年月日に基づく情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 6 5 G契約者は、その5 G契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は5 G契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。

(1)~(5)(略)

(6) 法人からの請求に基づき、第1項の規定により登録された登録利用者の氏名及び生年月日に基づく情報を当社が通知すること。

(7) (略)

7~8 (略)

9 当社は、5 G契約者から登録利用者の登録を削除する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、登録利用者の登録を削除します。

(1)~(2)(略)

(注) 本条第5項に規定する当社が別に定める法人は、第76条(プライバシーポリシー)に規定する「NTTドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

第76条~第79条 (略)

(番号えらべるサービスの利用)

第80条 5 G契約者は、番号えらべるサービス(当社が定める所属 5 Gサービス扱所において、5 G契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。

2~3 (略)

(注1)~(注2)(略)

第81条~第84条 (略)

第13章 その他のサービス

(料金明細内訳書の発行等)

- 第85条 当社は、5 G契約者から請求があったときは、その5 G契約者に係る5 G又は国際アウトローミング(当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。) の通信料金明細内訳書を発行します。
- 2 5 G契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表別記に規定する料金明細内訳書の発行手数料及び郵送料の支払いを要します。

ただし、5 G契約者が、料金明細内訳書の発行について、通信料金明細内訳に係る情報を、当社が定める方法により当社のインターネットホームページにおいてのみ確認する取扱いを選択したときは、この限りでありません。

求があったものとみなして取り扱います。

- 4 当社は、第1項及び前項の規定によるほか、5 G契約者 (一般契約に係る区分のうち、コース Bを選択している者を除きます。) から請求があったときは、その5 G契約者に係る5 Gサービス又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳 (当社が別に定める期間に係るものに限ります。) を、その5 G契約者に対し料金明細内訳書を発行又は当社のインターネットホームページにおいて関策に供します。
- 5 G 契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表別記に規定する料金明細内訳書の発行手数料及び郵送料の支払いを要します。
- 6 第1項及び第4項に規定する通信料金明細内訳の閲覧は、当社の設備の保守等により中止することがあります。
- 7 第1項及び第4項に規定する通信料金明細内訳の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 8 当社は、5 G契約者から料金明細送付又はWeb料金明細を廃止する申出があった場合のほか、料金明細送付を受けている 5 G契約者が、一般契約に係る区分の変更(コース Bへの変更に限ります。)の請求の承諾を受けたときは、料金明細送付を廃止します。
- 9 当社は、前8項の規定によるほか、あらかじめ5 G契約者(一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者及び当社が別に定める者を除きます。)から請求があったときは、第1項の規定により当社が発行又は当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供する通話モードに係る5 Gの通信の料金明細内訳を、当社が別に定めるところにより、通信の相手先に応じて分けて記録する取扱い(以下「用途別集計」といいます。)を行います。

10~11 (略)

(注1) (略)

(注2) 本条第2項、第9項及び第10項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

第86条~第87条 (略)

(回収代行の承諾等)

- 第88条 5 G契約者は、有料情報サービス(5 Gサービスを利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。 以下同じとします。)を利用したときのその有料情報サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の5 G契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)について、その有料情報等を提供する者(以下「情報提供者」といいます。)が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。
- 2 前項の規定によるほか、別表 2 (付加機能等) に規定する sp モード機能 <u>又は ahamo インターネット接続サービス</u> の提供を受けている 5 G契約者は、当社が定める方法により有料情報サービスを利用したときのその有料情報サービスの料金について、当社がその 5 G契約者に代わってその料金を情報提供者に立替払いすることを承諾していただきます。

3~8 (略)

(注) 回収代行 及び立替払い に関する 回収方法その他の 条件は「sp モードご利用規則」又は「ahamo インターネット接続サービ スご利用規則」等に定めるところによります。

(ケータイ払い)

第89条 5 G契約者 (別表2 (付加機能等) に規定する sp モード機能 又は ahamo インターネット接続サービス の提供を受けている者に限ります。) は、当社が別に定めるところにより、ケータイ払い (商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、5 Gを利用してその商品等を販売又は提供する者との間の代金の決済を行うことができるサービスをいい、当社が提供する d 払い、ドコモ払い及び d 払い(iD)を含みます。) を利用することができます。

(注) (略)

(情報提供サービス)

第90条 当社は、5 G契約者 (一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。以下この条において同じとします。) から請求があったときは、別表2 (付加機能等)に規定する情報提供サービスを提供します。この場合において、情報提供サービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2~3 (略)

第91条~第94条 (略)

料金表

通則

1~10 (略)

- 3 当社は、第1項の規定によるほか、5G契約者から請求があったときは、その5G契約者に係る5Gサービス又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳を、その5G契約者に対し当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。
- 4 前項に規定する通信料金明細内訳の閲覧は、当社の設備の保守等により中止することがあります。
- 5 第3項に規定する通信料金明細内訳の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 6 当社は、前5項の規定によるほか、あらかじめ5G契約者(当社が別に定める者を除きます。)から請求があったときは、通話モードに係る5Gの通信の料金明細内訳を、当社が別に定めるところにより、通信の相手先に応じて分けて記録する取扱い(以下「用途別集計」といいます。)を行います。

7~8 (略)

(注1) (略)

(注2) 本条第2項、第6項及び第7項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

第86条~第87条 (略)

(回収代行の承諾等)

- 第88条5 G契約者は、有料情報サービス(5 Gサービスを利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用したときのその有料情報サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の5 G契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)について、その有料情報等を提供する者(以下「情報提供者」といいます。)が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。
- 2 前項の規定によるほか、別表 2 (付加機能等) に規定する sp モード機能の提供を受けている 5 G契約者は、当社が定める方法により有料情報サービスを利用したときのその有料情報サービスの料金について、当社がその 5 G契約者に代わってその料金を情報提供者に立替払いすることを承諾していただきます。

3~8 (略)

(注) 回収方法その他の回収代行に関する条件は「sp モードご利用規則」等に定めるところによります。

(ケータイ払い)

第89条 5 G契約者 (別表2 (付加機能等) に規定する sp モード機能の提供を受けている者に限ります。) は、当社が別に定めるところにより、ケータイ払い (商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、5 Gを利用してその商品等を販売又は提供する者との間の代金の決済を行うことができるサービスをいい、当社が提供する d 払い、ドコモ払い及び d 払い (iD)を含みます。) を利用することができます。

(注) (略)

(情報提供サービス)

第90条 当社は、5 G契約者から請求があったときは、別表2 (付加機能等) に規定する情報提供サービスを提供します。この場合において、情報提供サービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2~3 (略)

第91条~第94条 (略)

料金表

通則

1~10 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

11 当社は、5 G契約者 (一般契約に係る区分のうち、コース Bを選択している者を除きます。) から請求があったときは、次の場合を除いて、その5 Gサービス (当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等が5 Gサービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。) について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報 (当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。) の送付に代えて、請求データ蓄積装置 (請求額情報 (料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。) を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。) に登録した電子データにより、請求額情報を通知 (以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。) する取扱いを行います。 (1)~(3) (略)

12 (略)

13 当社は、5 G 契約 (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。) の申込み又は一般契約に係る区分の変更 (コース B への変更に限ります。) の請求を承諾した際に、その 5 G 契約者から第11項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

14~15 (略)

16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている 5 Gサービス (一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。以下次項において同じとします。) について、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、その 5 Gサービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1)~(2)(略)

17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている 5 Gサービスについて、5 G契約者 (一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。) からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1)(略)

(2) 第37条 (利用停止) の規定によりその 5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。) の利用が停止されたとき。

(3) (略)

18~19 (略)

20 当社は、5 G契約者 (一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。) に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。

ただし、契約者から1月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

(注) 第20項の当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

21~27 (略)

28 契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、この料金表通則の規定によるほか、第25項の規定により5 G契約者が選択した基本使用料の料金種別に対応する料金額を適用します。

29 (略)

30 次の通信については、第47条(通信料の支払義務)及び第52条(相互接続通信に係る料金の取扱い)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

(1)~(6)(略)

(7) 5 G 契約者 (一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。) があらかじめ当社が別に定める条件により情報の送信を受けることに同意した場合であって、これに基づく情報 (当社が別に定めるものに限ります。) の受信に係る通信

31~34 (略)

 $\underline{35}$ 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。

(1)~(2)(略)

(3) 5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。) において、別表 2 (付加機能) に規定するspモード機能の提供を受けていないとき。

(4)~(6)(略)

(ユニバーサルサービス料の適用)

36~48 (略)

(注) 当社は、第48項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の5Gサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(電子媒体による請求額情報の通知)

11 当社は、5 G契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、その5 Gサービス(当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等が5 Gサービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。

(1)~(3) (略)

12 (略)

13~14 (略)

15 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている 5 Gサービスについて、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、その 5 Gサービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1)~(2) (略)

16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている 5 Gサービスについて、5 G契約者からこの取扱いを廃止する 申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1)(略)

(2) (略)

17~18 (略)

19 当社は、5 G契約者に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。

ただし、契約者から1月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

(注) 第19項の当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

20~26 (略)

27 契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、この料金表通則の規定によるほか、第24項の規定により5 G契約者が選択した基本使用料の料金種別に対応する料金額を適用します。

28 (略)

29 次の通信については、第47条(通信料の支払義務)及び第52条(相互接続通信に係る料金の取扱い)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

(1)~(6)(略)

(7) 5 G契約者があらかじめ当社が別に定める条件により情報の送信を受けることに同意した場合であって、これに基づく情報(当社が別に定めるものに限ります。)の受信に係る通信

30~33 (略)

34 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。

′1)~(2)(略)

(3) 別表 2 (付加機能) に規定するspモード機能の提供を受けていないとき。

(4)~(6)(略)

(ユニバーサルサービス料の適用)

35~47 (略)

(注) 当社は、第47項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の5Gサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1 (略)

2 手続きに関する料金

(1) (2)以外のもの

表 (略)

(2) 一般契約に係る区分のうち、コースBに係るもの

111 A 577 BI		料 金 額
料 金 種 別	<u>単 位</u>	次の税抜額(かっこ内は税込額)
ア カード発行手数料	1枚ごとに	2,000円 (2,200円)
<u>イ</u> SIM情報再発行手数料	1の登録手続きごとに	2,000円 (2,200円)
ウ その他の手数料	1の申込みごとに	別に算定する実費

3~6 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)以外のもの

表(略)

(2) 5 G契約に係る区分のうち、コースBに係るもの

種類	
迷惑電話おことわり機能(迷惑電話ストップサービス)	
my daiz (ahamo)	
はなして翻訳機能(はなして翻訳)	
みえる電話機能 (みえる電話サービス)	
位置情報通知機能	
国際ローミング機能	

2 (略)

別表3~別表7 (略)

附 則(令和3年3月19日経企第3049号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年3月26日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている一般契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により締結しているコースAに係る一般契約に移行したものとみなします。

別記

1 (略)

2 手続きに関する料金

表 (略)

3~6 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能等

1 付加機能

表 (略)

2 (略)

別表3~別表7 (略)

X i サ – ビ ス 契 約	約 款 の 一 部 改 正
[改正]	[現行]
第1章~第12章 (略) 第13章 雑則	第1章~第12章 (略) 第13章 雑則
第65条~第74条 (略)	第65条~第74条 (略)
(利用者登録) 第74条の2 X i 契約者(当社が別に定める者を除きます。以下この条において同じとします。) は、当社が定める方法により、その契約に係るX i サービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。2~9 (略) (注1)本条第5項に規定する当社が別に定める法人は、第76条(プライバシーポリシー)に規定する「NTTドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。 (注2)5 Gサービス契約約款の規定により登録利用者の情報に係る表明保証をしている5 G契約者が、その5 G契約の解除と同時に新たにXi契約を締結した場合であって、継続してその登録利用者をそのXi契約に係る登録利用者として利用者登録を行うときは、継続してその登録利用者の情報が事実であることを当社に対して保証するものとします。	(利用者登録) 第74条の2 X i 契約者(当社が別に定める者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が定める方法により、その 契約に係るX i サービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利 用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。 2~9 (略) (注)本条第5項に規定する当社が別に定める法人は、第76条(プライバシーポリシー)に規定する「NTTドコモ プライバシーポ リシー」に定めるところによります。
第75条~第80条の2 (略)	第75条~第80条の2 (略)
第14章 (略)	第14章 (略)
料金表 (略)	料金表 (略)
別表 (略)	別表 (略)
附 則(令和3年3月19日経企第3049号) この改正規定は、令和3年3月26日から実施します。	

[改正] 「現行]

第1章 (略)

第2章 契約

第7条~第8条 (略)

(国際電話契約の締結)

第9条 X i 等 (5 Gサービス契約約款に規定する5 G契約に係る区分のうちコースBに係るもの及び 即携帯電話サービスを除きます。以下この項において同じとします。) に係る契約を締結したときは、その X i 等の契約者は、当社と国際電話契約を締結したこととなります。

ただし、次の場合は、この限りでありません。

(1)~(4) (略)

- 2 (略)
- 3 5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定するコースBに係るものに限ります。)に係る契約を締結したとき又は 5 G 契約に係る 区分の変更(コースBへの変更に限ります。)をしたときは、その 5 G 契約者は、当社と国際電話契約を締結したこととなります。ただし、次の場合は、この限りでありません。
- (1) 5 Gサービス、F O M A サービス又は X i サービスに係る契約者 (当該契約約款の規定により国際電話契約を締結している者に限ります。) が、その契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結したとき。
- (2) 5 G契約者 (5 Gサービス契約約款の規定により国際電話契約を締結している者に限ります。) が、その5 G契約に係る区分の変更をしたとき。

第10条~第11条 (略)

(契約者が行う国際電話契約の解除)

第 12 条 契約者 (5 Gサービス契約約款に規定する5 G 契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。) は、国際電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ国際電話サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

(当社が行う国際電話契約の解除)

第13条 当社は、第17条(利用停止)第1項の規定により国際電話サービスの利用を停止された契約者 (5 Gサービス契約約款に規定する5 G 契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。)が、なおその事実を解消しない場合は、その国際電話契約を解除することがあります。

2~4 (略)

第14条~第15条 (略)

第3章 利用中止等

第16条~第17条 (略)

(利用限度額の設定)

第18条 当社は、契約者(専用回線等接続サービスに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。)が当社に支払うべき国際電話サービスの通話料(通話料に合算して請求する料金を含み、国際ローミング機能(5 Gサービス契約約款、X i サービス契約約款又は F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通話の料金を除きます。以下この条において同じとします。)の1の料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)における累計額(料金表第1表第1(通話料)に規定する通話料の月極割引等を適用する前の累計額から、既に当社に支払われた額を除いた額とします。)について、限度額(以下「利用限度額」とい

第1章 (略)

第2章 契約

第7条~第8条 (略)

(国際電話契約の締結)

第9条 X i 等 (卸携帯電話サービスを除きます。以下この項において同じとします。) に係る契約を締結したときは、その X i 等の契約者は、当社と国際電話契約を締結したこととなります。

ただし、次の場合は、この限りでありません。

(1)~(4) (略)

2 (略)

第10条~第11条 (略)

(契約者が行う国際電話契約の解除)

第 12 条 契約者は、国際電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ国際電話サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

(当社が行う国際電話契約の解除)

第13条 当社は、第17条(利用停止)第1項の規定により国際電話サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その国際電話契約を解除することがあります。

2~4 (略)

第14条~第15条 (略)

第3章 利用中止等

第16条~第17条 (略)

(利用限度額の設定)

第18条 当社は、契約者(専用回線等接続サービスに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。)が当社に支払うべき国際電話サービスの通話料(通話料に合算して請求する料金を含み、国際ローミング機能(5 Gサービス契約約款、X i サービス契約約款又は F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通話の料金を除きます。以下この条において同じとします。)の1の料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)における累計額(料金表第1表第1(通話料)に規定する通話料の月極割引等を適用する前の累計額から、既に当社に支払われた額を除いた額とします。)について、限度額(以下「利用限度額」とい

います。)を設定することがあります。	います。)を設定することがあります。
2~5 (略)	2~5 (略)
6 5 G契約者(5 Gサービス契約約款に規定する5 G契約に係る区分のうち、コース Bを選択している者に限ります。)は、第3項	1 - 1 - 1
に規定する料金月の末日までの間に料金の支払い及び前項に規定する利用限度額の変更に係る申出を行うことができません。	
<u>7</u> (略)	6 (略)
第4章~第8章 (略)	第4章~第8章 (略)
料金表 (略)	料金表(略)
別表 (略)	別表(略)
附 則(令和3年3月19日経企第3049号)	
この改正規定は、令和3年3月26日から実施します。	

[改正]

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の定義
1~20 (略)	(略)
21 アクセス回線	接続装置と移動無線装置(当社が提供する電気通信サービスに係るものに限り、5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。)との間に設定される電気通信回線
22~24 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 ビジネス mopera 契約

第7条~第11条 (略)

(内線グループ等の指定等)

第 11 条の2 第 9 種接続装置に係る契約者は、内線番号、X i 等内線番号(当社が定める基準にしたがって契約者が選択した5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。)、X i 又は F O M A 用の番号であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。)又は仮想内線番号(当社が定める基準にしたがって契約者が選択し、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行った番号であって、内線番号及び X i 等内線番号以外のものをいいます。以下同じとします。)を使用して、第 9 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ内線番号、X i 等内線番号及び仮想内線番号の数並びに X i 等内線番号接続可能数(1 の第 9 種接続装置に係る接続点から X i 等内線番号に係るアクセス回線への通信を同時に行うことができる論理チャネルの数をいいます。以下同じとします。)を指定して届け出ていただきます。

2~5 (略)

第11条の3 (略)

(接続先グループの指定等)

第11条の4 第11種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、認証回線(当社が定める基準にしたがって契約者が選択した5 Gサービス _(5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。) 又は X i であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。)を使用して、第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ接続先グループ(第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。)を指定して届け出ていただきます。この場合において、その届出が新たに接続先グループを構成する届出であるときは、その代表認証回線(接続先グループを代表する1の認証回線をいいます。以下同じとします。)を合わせて届け出ていただきます。

2~3 (略)

4 当社は、ビジネス mopera 契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当することが判明したときは、その認証回線に係る登録

[現行]

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 定 義
1~20 (略)	(略)
21 アクセス回線	接続装置と移動無線装置(当社が提供する電気通信サービスに係るものに限ります。)との間に設定される電気通信回線
22~24 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 ビジネス mopera 契約

第7条~第11条 (略)

(内線グループ等の指定等)

第 11 条の 2 第 9 種接続装置に係る契約者は、内線番号、X i 等内線番号(当社が定める基準にしたがって契約者が選択した 5 Gサービス、X i 又は F O M A 用の番号であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。) 又は仮想内線番号(当社が定める基準にしたがって契約者が選択し、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行った番号であって、内線番号及び X i 等内線番号以外のものをいいます。以下同じとします。) を使用して、第 9 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ内線番号、X i 等内線番号及び仮想内線番号の数並びに X i 等内線番号接続可能数 (1の第 9 種接続装置に係る接続点から X i 等内線番号に係るアクセス回線への通信を同時に行うことができる論理チャネルの数をいいます。以下同じとします。) を指定して届け出ていただきます。

2~5 (略)

第11条の3 (略)

(接続先グループの指定等)

第11条の4 第11種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、認証回線(当社が定める基準にしたがって契約者が選択した5 Gサービス、Xi又はFOMA(当該契約約款に規定する番号認証機能の提供を受けているものに限ります。)であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。)を使用して、第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ接続先グループ(第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。)を指定して届け出ていただきます。

2~3 (略)

4 当社は、ビジネス mopera 契約者からの申出によるほか、第2項の規定に該当することが判明したときは、接続先グループに係る登

及び 接続先グループに係る登録を削除します。この場合において、その削除のあった認証回線が代表認証回線であるときは、新たに代表認証回線を届け出ていただきます。

- (1) 番号認証機能の廃止があったとき。
- (2) 基本使用料の料金種別が、当社が別に定めるものであるとき。
- (3) 第2項に該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。

5 (略)

(アクセス回線の登録等)

第12条 第9種接続装置(料金表第1表第1(接続装置使用料)に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。

2 当社は、前項の規定により第9種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。

(1)~(6)(略)

3 第9種接続装置に係るビジネス mopera 契約に係る名義変更があった場合は、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

- 4 当社は、第9種接続装置に係るビジネス mopera 契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当するときは、そのアクセス回線に係る登録を削除します。
- (1) 基本使用料の料金種別が、当社が別に定めるものであるとき。
- (2) 第3項各号の規定のいずれかに該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。
- 5 当社は、前項の規定によりアクセス回線等に係る登録を削除する場合は、あらかじめその旨を通知します。
- 6 第 10 種接続装置(料金表第1表第1(接続装置使用料)に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の数を当社が指定する方法により申し出ていただきます。この場合において、第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、同報グループごとにアクセス回線等の数を指定して申し出ていただきます。
- 7 当社は、前項の規定により第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。
- (1) 登録するアクセス回線等の数が当社が別に定める数を超えることとなるとき。

緑を削除します。

5 (略)

(アクセス回線の登録等)

- 第12条 第9種接続装置 又は第12種接続装置 (料金表第1表第1 (接続装置使用料) に規定するものをいい、第12種接続装置にあってはプランA 又はプランCに係るものに限ります。) に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。
- 2 当社は、前項の規定により第 12 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。
- (1) 登録するアクセス回線の数が当社が定める数を超えることとなるとき。
- (2) 申出のあったアクセス回線へ、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)又は特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)の規定に違反して電子メールを送信する恐れがあるとき。
- (3) 申出のあったアクセス回線の契約者と第 12 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者が同一でない場合であって、そのアクセス 回線の契約者の同意がないとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 3 当社は、第1項の規定により第9種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。

(1)~(6)(略)

- 4 第9種接続装置 <u>及び第12種接続装置</u> に係るビジネス mopera 契約に係る名義変更があった場合は、当社は、前2項の規定に準じて取り扱います。
- 5 第 10 種接続装置(料金表第 1 表第 1 (接続装置使用料)に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の数を当社が指定する方法により申し出ていただきます。この場合において、第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、同報グループごとにアクセス回線等の数を指定して申し出ていただきます。
- 6 当社は、前項の規定により第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。
- (1) 登録するアクセス回線等の数が当社が別に定める数を超えることとなるとき。
- (2) 1の同報グループにおいて、登録するアクセス回線等の数が当社が別に定める数を超えることとなるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 7 第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約に係る名義変更があった場合は、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 8 当社は、第1項の規定により第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約者が契約者識別番号等を登録したアクセス回線の契約者から申出があったときは、その登録されたアクセス回線に係る契約者識別番号等を削除します。この場合において、当社は、そのことをビジネス mopera 契約者に通知します。
- 9 当社は、第9種接続装置に係るビジネス mopera 契約者からの申出によるほか、第3項各号の規定のいずれかに該当することが判明したとき又は該当することとなったときは、アクセス回線に係る登録を削除します。
- 10 当社は、第10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者又はそのビジネス mopera 契約者が契約者識別番号等を登録したアクセス回線等の契約者からの申出によるほか、第6項各号の規定のいずれかに該当することが判明したとき又は該当することとなったときは、アクセス回線等に係る登録を削除します。
- 11 当社は、第9項及び前項の規定によりアクセス回線等に係る登録を削除する場合は、あらかじめその旨を通知します。

- (2) 1の同報グループにおいて、登録するアクセス回線等の数が当社が別に定める数を超えることとなるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 8 第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約に係る名義変更があった場合は、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 9 当社は、第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者又はそのビジネス mopera 契約者が契約者識別番号等を登録したアクセス回線等の契約者からの申出によるほか、第 7 項各号の規定のいずれかに該当することが判明したとき又は該当することとなったときは、アクセス回線等に係る登録を削除します。
- 10 当社は、前項の規定によりアクセス回線等に係る登録を削除する場合は、あらかじめその旨を通知します。
- 11 第 12 種接続装置(料金表第 1 表第 1 (接続装置使用料)に規定するものをいい、プラン A 又はプラン C に係るものに限ります。) に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。
- 12 当社は、前項の規定により第 12 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。
- (1) 登録するアクセス回線の数が当社が定める数を超えることとなるとき。
- (2) 申出のあったアクセス回線へ、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)又は特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)の規定に違反して電子メールを送信する恐れがあるとき。
- (3) 申出のあったアクセス回線の契約者と第 12 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者が同一でない場合であって、そのアクセス 回線の契約者の同意がないとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 13 第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約に係る名義変更があった場合は、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 14 当社は、第 12 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当するときは、そのアクセス回線に係る登録を削除します。
- (1) 基本使用料の料金種別が、当社が別に定めるものであるとき。
- (2) 第 12 項各号の規定のいずれかに該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。
- 15 当社は、前項の規定によりアクセス回線に係る登録を削除する場合は、あらかじめその旨を通知します。
- (注) 本条第7項に規定する当社が別に定める数は、「ボイスミーティングご利用規約」及び「ボイスミーティング Lite ご利用規約」に定めるところによります。

(国際アウトローミング接続)

第12条の2 ビジネス mopera 契約者(第1種接続装置、第11種接続装置及び第12種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、5 Gサービス契約約款、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線 (第12種接続装置(プラン A 又はプラン C に限ります。)にあっては、5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうちコースB に係るものに限ります。)に係る国際アウトローミングの電気通信回線を除きます。)と専用回線に係る接続点(当社が定めるものを除きます。)との間で通信を行うことができます。

2~3 (略)

第13条~第23条 (略)

第4章~第5章の2 (略)

第5章の3 SMS送信契約

第34条の7~第34条の10 (略)

(国際アウトローミング接続)

第34条の11 SMS送信契約者は、5Gサービス契約約款、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線 (5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。) との間で通信を行うことができます。

2~3 (略)

第34条の12 (略)

(注) 本条第6項に規定する当社が別に定める数は、「ボイスミーティングご利用規約」及び「ボイスミーティング Lite ご利用規約」に定めるところによります。

(国際アウトローミング接続)

第 12 条の 2 ビジネス mopera 契約者(第 1 種接続装置、第 11 種接続装置及び第 12 種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、5 Gサービス契約約款、FOMAサービス契約約款、Xi サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線と専用回線に係る接続点(当社が定めるものを除きます。)との間で通信を行うことができます。

2~3 (略)

第13条~第23条 (略)

第4章~第5章の2 (略)

第5章の3 SMS送信契約

第34条の7~第34条の10 (略)

(国際アウトローミング接続)

第34条の11 SMS送信契約者は、5Gサービス契約約款、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線との間で通信を行うことができます。

2~3 (略)

第34条の12 (略)

第6章~第7章 (略)

第8章 通信

(通信の条件等)

第 39 条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2~3 (略)

- 4 前3項の規定によるほか、第9種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。
- (1) 第9種接続装置(料金表第1表第1(接続装置使用料)の1(適用)に規定するタイプ1に係るものに限ります。)に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。
 - ア 専用回線等に係る接続点から5 Gサービス (別表2 (付加機能) に規定する音声会議機能を利用する場合を除き、5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうちコース B に係るものを除きます。) 、F O M A サービス又は X i サービスの契約者回線へ通信を行うことができます。

イ~カ (略)

(2) (略)

5 (略)

- 6 前5項の規定によるほか、第12種接続装置に係る専用回線等接続サービス及びSMS送信サービスの通信の条件は、次のとおりとします。
- (1) 第 12 種接続装置(プランA又はプランCに係るものに限ります。)に接続された専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備から5Gサービス (5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。)、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。)を行うことができます。

(2)~(3) (略)

第39条の2~第40条 (略)

第9章~第13章 (略)

料金表

通則

1~12 (略)

(注) (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用

第6章~第7章 (略)

第8章 通信

(通信の条件等)

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2~3 (略)

- 4 前3項の規定によるほか、第9種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。
- (1) 第9種接続装置(料金表第1表第1(接続装置使用料)の1(適用)に規定するタイプ1に係るものに限ります。)に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。

ア 専用回線等に係る接続点から5 Gサービス、F OM Aサービス又はX i サービスの契約者回線へ通信を行うことができます。

イ~カ (略)

(2)(略)。

5 (略)

- 6 前5項の規定によるほか、第12種接続装置に係る専用回線等接続サービス及びSMS送信サービスの通信の条件は、次のとおりとします。
- (1) 第 12 種接続装置 (プランA 又はプランCに係るものに限ります。) に接続された専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備から5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができます。

(2)~(3) (略)

第39条の2~第40条 (略)

第9章~第13章 (略)

料金表

通則

1~12 (略)

(注) (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用

接続装置の種類等

ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。

種類	内容
(ア)~(コ) (略)	(略)
(サ) 第 11 種接 続装置 (アクセス プレミアム)	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス (5 G サービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。)、X i サービス又は卸X i サービスの契約者回線との間で通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。)を行うことができるようにするために設置するもの
(シ) (略)	(略)

イ~ウ (略)

エ SMS送信サービスに係る接続装置には、次の種類があります。

種類	内容
SMS送信機能	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ 登録した5Gサービス (5Gサービス契約約款に規 定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るもの
	を除きます。) 、FOMAサービス、X i サービス又は 卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセー
	ジ通信モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。)を行うことができる機能

オ~セ (略)

ソ セの規定によるほか、第 11 種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2 (料金額)の2-9に規定する料金を適用します。

区分	内容
(略)	(略)
タイプ 2	契約者があらかじめ登録した5Gサービス (5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。)、FOMAサービス、Xiサービス、卸FOMAサービス及び卸Xiサービスの契約者回線等との間で当該契約約款に定めるパケット通信モード又はデータ通信モードによる通信を行うことができるようにするためのもの

タ〜ツ (略)

テ 第 12 種接続装置の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。

区分	内容
プランA(SMSセ ンタープッシュ)	契約者があらかじめ登録した5Gサービス (5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。)、FOMAサービ
	ス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。)に限り行うことができるようにするもの

接続装置の種類等

ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。

種類	内容
(ア)~(コ) (略)	(略)
(サ) 第11 種接 続装置 (アクセス プレミアム)	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス、X i サービス又は卸 X i サービスの契約者回線との間で通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。)を行うことができるようにするために設置するもの
(シ) (略)	(略)
/ T / (T/A)	

イ~ウ (略)

エ SMS送信サービスに係る接続装置には、次の種類があります。

種類	内 容
SMS送信機能	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。)を行うことができる機能

オ〜セ (略)

ソ セの規定によるほか、第 11 種接続装置の接続装置使用料は、次の区分が あり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2 (料金額)の2 – 9に規定 する料金を適用します。

区分	内 容
(略)	(略)
タイプ 2	契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、卸FOMAサービス及び卸Xiサービスの契約者回線等との間で当該契約約款に定めるパケット通信モード又はデータ通信モードによる通信を行うことができるようにするためのもの

タ〜ツ (略)

テ 第 12 種接続装置の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。

区分	内容
プランA(SMSセンタープッシュ)	契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。)に限り行うことができるようにするもの

(略)	(略)
ト〜ハ (略)	_

(略) (略) ト〜八 (略)

2 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用			
(1)~(2)(略)	(略)		
(3) アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料の適用	ア アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第 11 種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した 5 Gサービス <u>(5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。)</u> 、F O M A サービス、X i サービス、卸 F O M A サービス又は卸 X i サービス(以下「指定対象 X i 等」といいます。)ごとに適用します。この場合において、F O M A サービス及び卸 F O M A サービスの契約者回線については、タイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けている契約者に限り、指定することができます。		

2 (略)

第3 通信料

1 適用

	通 信 料 の 適 用
(1)~(1)の3 (略)	(略)
(1)の4 第10種接続装置に係る定額通信料の適用	ア 第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、第 10 種接続装置に係る接続点から定額対象 X i 等 (第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した 5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。)、F O M A 及び X i のことをいいます。以下同じとします。)に係る契約者回線への通話モードによる通信に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定

2 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

	付加機能使用料の適用	
(1)~(2) (略)	(略)	
(3) アシスト情報送信機能に係 る付加機能使用料の適用	(略) ア アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第 11 種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した 5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス、卸 F O M A サービス又は卸 X i サービス(以下「指定対象 X i 等」といいます。)ごとに適用します。この場合において、F O M A サービス及び卸 F O M A サービスの契約者回線については、タイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けている契約者に限り、指定することができます。 イ (略)	

2 (略)

第3 通信料

1 適用

	通信料の適用
(1)~(1)の3 (略)	(略)
(1)の4 第10種接続装置に係る定額通信料の適用	ア 第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、第 10 種接続装置に係る接続点から定額対象 X i 等 (第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した 5 Gサービス、F O M A 及び X i のことをいいます。以下同じとします。) に係る契約者回線への通話モードによる通信に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い(以下「一斉同報定額」といいます。) を選択することができます。

	額通信料を適用する取扱い(以下「一斉同報定額」といいます。)を選択する		
	ことができます。		
	1 定額対象 X i 等ごとに		1 定額対象 X i 等ごとに
	表(略)		表(略)
	イ〜ウ (略)		イ〜ウ (略)
	エ 当社は、一斉同報定額を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申		エ 当社は、一斉同報定額を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申
	出があった場合のほか <u>、次のいずれかに該当するときは</u> 、当該定額対象 X i 等		出があった場合のほか、アの規定により指定した定額対象 X i 等の契約の解除
	に係る一斉同報定額を廃止します。		があった場合には、当該定額対象 X i 等に係る一斉同報定額を廃止します。
	(ア) 定額対象 X i 等に係る基本使用料の料金種別が、当社が別に定めるもの		
	<u>であるとき。</u>		
	(イ) 定額対象X i 等に係る契約の解除があったとき。		
	オ〜キ(略)		オ〜キ (略)
(2) 5 G サービス、F O M A	ア 第 12 種接続装置(プランA又はプランCに係るものに限ります。)又はSM	(2) 5 G サービス、F O M A	
サービス、X i サービス又は卸	S送信機能に係る接続点から5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定す	サービス、X i サービス又は卸	
携帯電話サービスの契約者回	る一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。)、FOMAサー	携帯電話サービスの契約者回	又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる追
線へのショートメッセージ通信モ	ビス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ	線へのショートメッセージ通信モ	信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。
- ドによる通信の料金の適用	通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。	ードによる通信の料金の適用	* F + G = "Li
	送信1回ごとに		送信1回ごとに
	表(略) イ (略)		表(略)
(3) 携帯電話通信料の月極割	1 (暗) 携帯電話通信料の月極割引とは、第9種接続装置に接続する専用回線等に係	(3)携帯電話通信料の月極割	1 (¹⁰) 携帯電話通信料の月極割引とは、第9種接続装置に接続する専用回線等に係
(3) 货币电站进信件の月極制引の適用		(3) 傍帘电品理信件の月極制 引の適用	傍市电前週信杯の月極割可とは、第9種接続表直に接続する等用回転等にでる接続点から、5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電影
可必適用	る技術点から、3 G リーヒス (5 G リーヒス英州) 別点に死足する 一般英州に保 る区分のうち、コース B に係るものを除きます。)、F O M A サービス、X i サービ	可以適用	る技術点から、3 Gリーと人、F U M A リーと人、A T リーと人文は即携帯電前 サービスの契約者回線等への通信を行った場合に、その通信に関する料金の月間
	る区グのクラ、コーストに保るものを保さます。)、FOMAサービス、ストリーと ス又は制携帯電話サービスの契約者回線等への通信を行った場合に、その通信に		サービスの英利自国秘等への通信を行うた場合に、その通信に関する特金の方能 累計額から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。
	関する料金の月間累計額から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。		茶町銀がの人名に死足する頃の音がです。
	表(略)		表(略)
(4)~(6) (略)	(略)	(4)~(6) (略)	(略)

2 (略)

第4~第6 (略)

第2表~第3表 (略)

2 (略)

第4~第6 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

別表1 (略)

別表 2 付加機能

種類	提 供 条 件
1~9 (略)	(略)
10 閉域接続機能 専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース Bに係るものを除きます。以下この欄において同じとします。) の契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)、F O M A サービスの契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。) 又は X i の契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。) に限り、行うことができるようにする機能をいいます。	(1)~(6)(略) (注) (略)
11~21 (略)	(略)
22 分割送信機能 専用回線等に係る接続点から5 Gサービス (5 G サービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のう ち、コースBに係るものを除きます。)、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。)において、当社が定める情報量を超えるデータを、分割して伝送することができる機能をいいます。	(1)~(2) (略)
23~24 (略)	(略)

別表3~別表4 (略)

附 則(令和3年3月19日経企第3049号) この改正規定は、令和3年3月26日から実施します。

種類	提 供 条 件
1~9 (略)	(略)
10 閉域接続機能 専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者 があらかじめ登録した 5 Gサービスの契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードに よる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)、F O M A サービスの契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するパケット通信モードによる 通信に限ります。以下この欄において同じとします。)又は X i の契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)に限り、行うことができる ようにする機能をいいます。	(1)~(6) (略) (注) (略)
11~21 (略)	(略)
22 分割送信機能 専用回線等に係る接続点から 5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契 約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) において、当社 が定める情報量を超えるデータを、分割して伝送すること ができる機能をいいます。	(1)~(2) (略)
23~24 (略)	(略)

別表3~別表4 (略)

第1条~第2条 (略)

(本契約の申込みをすることができる者の条件)

第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者とします。

ただし、本契約の申込みと同時に、当社が別に定める「スマホおかえしプログラム提供条件書」に規定する対象機種の購入に係るスマホおかえしプログラムの申込みをするときは、この限りではありません。

(1) 当社の5 Gサービス契約約款(以下「5 G約款」といいます。)に定めるところにより、当社と5 G契約 (5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース Bに係るものを除きます。)を締結している者

(2)~(3) (略)

(指定5 G回線等の指定)

第3条の2 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定5 G回線等(指定商品を主として接続する申込者の1の5 G (5 Gサービス 契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。)、X i X i Z は F O M A 又は F O M A 又は F O M A 入出さキタス (5 G 的款、X i 的款又は F O M A 約款(以下「5 G 的款等」といいます。)に規定するものをいいます。)をいいます。以下同じとします。)を指定していただきます。

ただし、前条のただし書きの場合であって、申込者から指定 5 G回線等を指定しない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

第4条~第19条 (略)

第1条~第2条 (略)

(本契約の申込みをすることができる者の条件)

第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者とします。

ただし、本契約の申込みと同時に、当社が別に定める「スマホおかえしプログラム提供条件書」に規定する対象機種の購入に係るスマホおかえしプログラムの申込みをするときは、この限りではありません。

(1) 当社の5 Gサービス契約約款(以下「5 G約款」といいます。)に定めるところにより、当社と5 G契約を締結している者

(2)~(3)(略)

(指定5G回線等の指定)

第3条の2 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定5 G回線等(指定商品を主として接続する申込者の1の5 G、X i、X i ユ ビキタス、F O M A 又は F O M A ユビキタス(5 G 約款、X i 約款又は F O M A 約款(以下「5 G 約款等」といいます。)に規定するものをいいます。)をいいます。以下同じとします。)を指定していただきます。

ただし、前条のただし書きの場合であって、申込者から指定 5 G回線等を指定しない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

第4条~第19条 (略)